

令和6年8月30日

秋田県A地区における
運賃改定（2023（令和5）年5月31日）実施による
労働条件の改善状況

秋田県A地区においては、令和5年5月31日からタクシー運賃の改定を実施（改定率10.42%）しましたが、これによる令和5年6月から11月までの6カ月間におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

なお、調査対象期間となる「前年同期」は、新型コロナウイルス禍により正しく反映できないことから、公表事項^{※1}である「乗務員1人平均賃金上昇率」、「改定による賃金改善率の分布」及び「営業収入に占める賃金支給率の変動状況」については、「全乗務員に係る乗務員1人平均時間賃金の支給率の変動状況」としました。

※1 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会では、平成19年3月28日付け国土交通省自動車交通局長通達（国自旅第325号）があったことから、同年11月20日に「運賃改定に伴う労働条件改善状況の公表について」とする公表通達を発出し、公表する事項を定めている。

1. 運賃改定を実施した事業者数及び調査を実施した事業者 14事業者

（注）改定事業者数及び調査した事業者数は、秋田県A地区に営業所のある事業者

2. 報告事業者14事業者

3. 公表対象事業者13事業者

（注）報告内容を精査したところ、1事業者については比較できない内容であったため、公表対象事業者から除いた。

4. 乗務員に係る乗務員1人平均時間賃金の支給率の変動状況

一般乗務員 19.9%増

その他乗務員 9.3%増

（注）「その他乗務員」とは、嘱託乗務員及び定時制乗務員等

（算式）

$$\frac{\text{乗務員に係る運賃改定実施後6カ月間の賃金支給総額}}{\text{乗務員に係る運賃改定実施後6カ月間の総労働時間数}} \div \frac{\text{乗務員に係る運賃改定実施前年同期の賃金支給総額}}{\text{乗務員に係る運賃改定実施前年同期の総労働時間数}} \times 100$$

5. その他

(1) 労働者負担の軽減

労働者の負担制度を採用していなかった 13事業者 (全事業者)

(2) 手当類の創設・拡充

奨励手当を導入 1事業者

運転手当を増額 1事業者

一切変更はなかった 11事業者

(3) その他改善

・ 労働分配率を48%から50%だったものを一律52%とし、新たに通勤手当を支給。
1事業者

・ 基本給を増額 1事業者

・ 一時金の増額 1事業者

・ 嘱託乗務員の歩合給の支給率変更 1事業者

・ 各日勤務13交番を12交番に変更 1事業者

・ 会社負担によるワクチン接種を推奨した 1事業者

・ 年齢により、残業時間と深夜時間を少なく (配慮) した 1事業者

・ 運送収入の上昇から、オール歩合制に変更 1事業者

《参考》

(運送収入)

・ 本「運賃改定に伴う労働条件改善状況の公表」に係る調査期間の6か月間 (6月～11月) を比較 {コロナ禍 (令和4年) と5類感染症移行後 (令和5年) } すると、26.1%の増収となった。

(乗務員数)

・ 調査対象期間の乗務員数 (一般乗務員とその他乗務員) は、27名減少している。

	令和4年	令和5年	増減
一般乗務員	331人	320人	-11人
その他乗務員	203人	187人	-16人
計	534人	507人	-27人